

愛知親和会社会貢献活動事業実施要綱

1 目的

この事業は、愛知親和会（以下「親和会」という。）の事業として、会員が県行政に携わってきた知識・経験又は個人的技術・技能をもって、社会貢献活動（以下「活動」という。）を行い、広く県政の発展に寄与することを目的とする。

2 活動の範囲

活動は、県、県の関係団体、県内市町村及びその他公共的団体が実施する事業のうち、前項の目的にかなう事業とする。

3 活動の参加登録者

活動の参加登録者（以下「登録者」という。）は、親和会があらかじめ会員にこの事業の趣旨を周知し、参加することに賛同した者とする。

4 活動の周知及び参加者

具体的な活動については、親和会の会報、ホームページ等において周知し、その活動の参加者は、登録者の申し出等により決定する。

5 実施運営組織

- (1) 活動を実施運営するため、世話人代表が指名する事業担当世話人幹事及び活動世話人を若干名置く。
- (2) 事業担当世話人幹事は、この事業の総合調整を行い、活動世話人は事業担当世話人幹事を補佐し、この事業に係る事務を処理する。

6 経費負担

- (1) 参加者の活動に係る交通費、食費等の経費については、原則として自己負担とする。
- (2) ボランティア保険については、親和会が加入し、その保険料を負担する。ただし、事業実施団体が加入する場合は除く。

7 事業経費

この事業を実施するための経費は、親和会の経費をもって充てる。

8 報告

この事業の実施についての状況を年1回、親和会の総会において報告するものとする。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月13日から施行する。